

函館市特別支援教育サポートチーム設置要綱

（設置）

第1条 函館市における特別支援教育の体制を整備し、教育上特別な配慮を要する児童および生徒の適切な支援の在り方について専門的な意見の提示や助言を行うため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）にサポートチームを設置する。

（所掌事項）

第2条 サポートチームは、学校の要請により、具体的な指導・支援の在り方について助言を行う。また、サポートチームの中にスーパーバイザーを複数名選任し、サポートチーム委員への個別の巡回相談や具体的な支援についての助言等を行う。

- （1）対象となる児童および生徒についての心理検査や行動観察を行い、適切な指導・支援の在り方についての助言をする。
- （2）函館市教育支援委員会の就学指導部会に参加し、適切な指導・支援の在り方について協議する。
- （3）対象となる児童および生徒への適切な指導・支援が図られるよう必要に応じて継続した助言を行う。

（組織）

第3条 サポートチームの委員は35名以内（スーパーバイザーを含む。）とし、次に掲げる者のうちから、函館市教育委員会が委嘱し、または任命するものとする。

- （1）学識経験者
- （2）保健、福祉、医療関係部局または機関の職員
- （3）学校および教育センター等の職員

2 委員の任期は、委嘱または任命の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議の招集）

第4条 サポートチームの会議は、教育委員会が招集する。

（庶務）

第5条 サポートチームの庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、サポートチームの運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。